

2017年度以前に教育実習の事前指導科目を修得済みで、2019年度に中学校・高等学校・特別支援学校での教育実習を希望しているみなさんへ

2017年度以前に各教育実習の事前指導科目を修得済みで、2019年度に教育実習を希望している方は、必ず以下の期間内に各キャンパス指定窓口まで申し出てください。

【対象】

- ・「(教)教育実習の研究(事前指導)」の単位を2017年度以前に修得済みで
2019年度に中学校または高等学校での教育実習を希望する方
- ・「(教)初等教育実習の研究A(事前指導)」または「(教)教育実習の研究(事前指導)」の
単位を2017年度以前に修得済みで2019年度に特別支援学校での教育実習を希望する方

【申し出受付期間】

2018年5月14日(月)～5月25日(金)
各キャンパス窓口開室時間のみ

【申し出・問い合わせ先】

衣笠：教職教育課 至徳館1階
BKC：教職教育課 ユニオンスクエア1階
OIC：教職支援センター(OIC) A棟1階AN事務室内

※申請は本人による窓口申請のみ受付。電話、郵送での受付はしません。

注意事項

- ・ 中学校・高等学校での教育実習を希望する場合は「(教)教育実習」または「(教)特別支援教育実習(事前・事後指導を含む)」の受講要件を満たしていることが必要です。満たしていない場合は2019年度教育実習を行うことはできません。
- ・ 特別支援学校での教育実習を希望する場合は、「(教)特別支援教育実習(事前・事後指導を含む)」の受講要件を満たしている必要があります。満たしていない場合は2019年度教育実習を行うことはできません。
- ・ 上記期間内に申し出がない場合、2019年度に教育実習を実施することはできません。
- ・ 2018年度に「(教)教育実習(事前指導)」/「(教)教育実習の研究(事前指導)」を履修中の学生は申出の必要はありません。
- ・ 2018年度に学籍がない方については、本学から2018年度中に教育委員会、学校への申請はできません。

(次頁あり)

重要

教育職員免許法の改正について

教育職員免許法の改正にともない、2019年4月入学者より改正後の教育職員免許法に対応する新カリキュラムが適用されます。

新カリキュラムでは、現行カリキュラムにはない新たな科目を追加して履修する必要があります。また、教育実習の受講資格の要件となる科目が追加されます。

これにかかわって、2018年度以前入学者であっても、本学在学中に一種免許状取得に必要な単位を修得しなかった方が、2019年度以降に新たな学籍（科目等履修生・大学院生等）を得て、残りの科目を履修しようとする場合も、新カリキュラムが適用され、科目を追加で履修する必要があります。

この場合、単位修得状況によっては、教育実習が可能となる年度が変わるなど履修計画の大幅な変更が必要となる場合があります。

以下に該当する方は、至急教職教育課（衣笠）までご相談ください（できる限り窓口に来室してください）。

-
- 2019年4月から科目等履修生として履修する場合（2018年度以前から引き続きの場合も含む）
 - 2019年4月から本学研究科（大学院）に進学し、残りの科目を履修する場合
(これに該当するか不明なケースがあれば、下記連絡先まで照会してください。)
-

【問い合わせ先】
教職教育課（衣笠）
075-466-3420